

認定所得金額は、提出いただく書類をもとに教育委員会事務局で算定します

### 奨学生申込資格に関する所得基準

1 募集要項に定める申込資格のうち所得に関しては、本人と生計を一にする世帯員の1年間の認定所得金額が別表1の所得基準額以下であることが必要です。

別表1 収入基準額

区分		所得基準額
世 帯 人 員	2人	282 万円
	3人	328 万円
	4人	355 万円
	5人	382 万円
	6人	402 万円
	7人	422 万円
	8人	442 万円

(備考)

世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人員8人の所得基準額に加算する。

2 前項の認定所得金額とは、本人と生計を一にする世帯員個人ごとに、1年間の総収入金額を次の(ア)、(イ)により計算した所得金額(A)の合計額から、別表2の特別控除額(B)を控除した金額をいう。

#### 所得金額 (A)

##### (ア) 給与所得の場合

年間総収入金額	給与所得金額
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	収入金額×0.8-263万円
401万円以上878万円以下の場合	収入金額×0.7-223万円
879万円以上の場合	収入金額-486万円

(注) 万円未満は切り捨て。

(注) 年間総収入金額は「所得額等証明書」に記載の給与収入額とする。

##### (イ) 給与所得以外の場合

営業等所得、農業所得、雑所得（公的年金等）については、「所得額等証明書」に記載の所得金額とする。

別表2

特 別 控 除 額 表

区分	特別の事情	特 別 控 除 額 (B)			
(a) 世 帯 を 対 象 と す る 控 除	(1)母子・父子家庭であること。	49万円			
	(2)就学者のいる世帯であること。 (児童・生徒・学生1人につき) ※申込者本人を除く	小学校 8万円			
		中学校 16万円			
				自宅通学	自宅外通学
		高等學校	国・公立	28万円	47万円
			私立	41万円	60万円
		高等専門学校	国・公立	36万円	55万円
			私立	60万円	80万円
		大学・短大	国・公立	59万円	102万円
			私立	101万円	144万円
	(3)障害者のいる世帯であること。	専修 学校	高等 課 程	国・公立	17万円
			私立	37万円	46万円
		専 門 課 程	国・公立	22万円	62万円
			私立	72万円	112万円
(b) 本と 人す をる 対控 象除	予約採用(令和7年4月に進学を予定する学生が、奨学金貸与を申請する場合)	障害者1人につき (障害者手帳の写しなどの証明書類必要)			86万円
	(1) 高等学校等に進学する予定である場合			28万円	
	(2) 大学、短期大学又は専修学校に進学する予定である場合			59万円	
	在学採用(すでに在学している学生が、奨学金貸与を申請する場合)	本表「(a)世帯を対象とする控除」の(2)欄で、該当する学校及び通学区分に記載されている金額			

- 備考 1 (a)欄の「(2)就学者のいる世帯であること」の控除は、申込者本人を除く世帯員を対象とする控除である。該当する場合は控除額算出表を提出すること。
- 2 (b)欄は、申込者本人のみを対象とした控除である。
- 3 該当する特別な事情が2以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができる。